

6月1日(金)から後期高齢者医療健康診査が始まります

対 象 小川町で埼玉県後期高齢者医療制度に加入の方

※今年度に後期高齢者医療または国民健康保険の「人間ドック」「特定健診」を受けた方、長期入院中の方、施設入所中の方は受診できません。

場 所 指定医療機関(平成30年度保健事業計画参照)

申 込 み 6月1日(金)受付開始 保険証と印鑑をご持参のうえ、町民課または健康福祉課へ

受診期間 6月1日(金)～12月25日(火)

*受診期間が変更になりましたので、早めにお申込みください

定 員 600人

内 容

検 査 項 目	費 用
問診	無 料 (町負担 11,328 円)
身体計測	
血圧測定	
血中脂質検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)	
肝機能検査(AST・ALT・γ-GT)	
血糖検査 (空腹時血糖・ヘモグロビンA1c)	
尿検査(糖、蛋白、潜血)	
血清クレアチニン・血清尿酸	
貧血検査	
心電図検査	

次の場所では、指定日に限り、受付窓口を
設置(午前9時30分～11時30分)します。

6月12日(火) みどりが丘自治会館

6月13日(水) 竹沢公民館

6月14日(木) 東小川自治会館

6月15日(金) 八和田公民館

6月19日(火) パトリアおがわ

*健康福祉課(保健衛生担当)は、パトリアおがわから役場庁舎内へ移転しました。指定日以外は役場(町民課または健康福祉課)でお申込みください。



受付は6月から!
12月25日までの受診です

埼玉県 けんこう大使
星夢ちゃん

問合せ 健診内容等について：健康福祉課 保健衛生担当 ☎(内)157、158

健診申込等について：町民課 後期高齢者医療担当 ☎(内)149

「30歳代健康診査」が始まります！

生活習慣病予防は若いうちから始めることが効果的です。町では、30歳代の方に特定健診と同内容(眼底健診を除く)の健康診査を実施します。

対 象 小川町国民健康保険に加入していて、平成31年3月末現在で30歳以上40歳未満の方

費 用 1,000円(町負担10,328円)

場 所 町内の指定医療機関(平成30年度保健事業計画参照)

内 容 基本項目、心電図、貧血検査、クレアチニン、尿酸

期 間 6月1日(金)～平成31年2月28日(木)

申 込 み 6月1日(金)～ *土・日・祝日を除く

※保険証・印鑑をご持参のうえ、健康福祉課(役場1階)窓口へ(電話不可)

※定員(25人)になり次第締切ります

問合せ 健康福祉課 保健衛生担当 ☎(内)157、158

国民年金からのお知らせ

国民年金の手続きは「届出主義」とっています。人生の節目に必要な届出を忘れてしまうと、将来受け取れるはずの年金が減額されたり、受取れなくなることもありますのでご注意ください。手続きの際には、**基礎年金番号**または**個人番号**の確認できるものをご持参ください。

*平成30年3月5日から、個人番号でのお届けができるようになりました。個人番号でのお届けにはマイナンバーカードや通知カードを忘れずにご持参ください。

就職したとき 国民年金加入中の方が就職し、厚生年金や共済組合に加入したときは、新しい勤務先で手続きをします。

退職したとき 退職等により、厚生年金や共済組合から抜けたときは、国民年金第1号被保険者への加入手続きが必要です。また、扶養している配偶者(20歳以上60歳未満の者)がいるときには、配偶者の第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きも必要です。

扶養に入ったとき 結婚、所得の減少、配偶者の就職等により、第2号被保険者の配偶者の扶養に入ったときは、配偶者の勤務先で第3号被保険者の手続きが必要です。

※配偶者が国民年金第1号被保険者のときは、第3号被保険者には該当しません。

扶養からはずれたとき 離婚、所得の増加等により、第3号被保険者だった方が扶養から外れたときには、第1号被保険者への変更手続きが必要です。

問合せ 町民課 戸籍年金担当 ☎(内)146

「特定健診」が始まります！早めに受けましょう！

糖尿病、心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防するため、特定健診は毎年受けましょう！

対 象 小川町国民健康保険に加入していて、平成31年3月末現在で40歳以上～受診日に75歳未満の方

費 用 1,000円(町負担12,304円)

場 所 比企医師会契約医療機関(一覧は受診券に同封)

方 法 4月1日以前から加入している方には受診券を送付しますので、届きましたら直接医療機関にお申込みください。4月2日以降に加入した方は健康福祉課にご相談ください。

内 容 基本項目、心電図、貧血検査、クレアチニン、尿酸、眼底健診

期 間 6月1日(金)～12月25日(火)

そ 他 *長期入院者、施設入所者、妊産婦、今年度に「人間ドック」または「後期高齢者医療健康診査」を受ける方は受診できません。

*健診の結果、生活習慣病のリスクが高い方には、保健師や管理栄養士が食事や運動など生活習慣改善のお手伝いをします(無料)。

問合せ 健康福祉課 保健衛生担当 ☎(内)157、158

年に一度の
「特定健診」!

埼玉県 けんこう大使
星夢ちゃん



後期高齢者医療歯科健康診査のお知らせ

埼玉県後期高齢者医療広域連合では、前年度中に75歳になった被保険者を対象として、健康長寿歯科健診を実施します。お口の健康は、全身の健康につながります。疾病の予防や健康増進のため、ぜひ受診してください。

対象者 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日までに生まれた方で、埼玉県後期高齢者医療被保険者の方

実施期間 7月1日から平成31年1月31日まで

その他 申込手続等の詳細は、6月下旬に対象者へ送付する受診案内をご覧ください。

問合せ 埼玉県後期高齢者医療広域連合給付課 ☎048-833-3130